

工事請負契約に関する紛争の仲裁について

令和元年度黄金の湯源泉井戸揚湯ポンプ交換工事の施工中に発生した、揚湯ポンプ及び揚湯管の一部が井戸に落下する事故に伴う債務不履行を原因とする紛争の仲裁を求める。

- 1 仲裁の申請先 長野県建設工事紛争審査会（事務局は県庁建設部建設政策課内）
- 2 紛争の相手方 おぐしたんこうさくせん
小櫛探 鉦 鑿 泉株式会社（静岡県富士市厚原2202番地）

会社創業 1906年3月
会社設立 1958年2月
資本金 1,000万円
事業内容 温泉井・水源井等の掘削工事、温泉設備・配管等の温泉工事
地盤改良などの土木工事、水源施設・配管等の上水道工事
土質・地質・地下水等の調査など
- 3 工事の概要
履行期間 令和2年1月27日～令和2年2月7日（変更後 ～3月31日）
工事内容 井戸内部のグラスファイバー揚湯管先端部（揚湯管76本を繋いだ最下部
地下約700m）の揚湯ポンプの交換業務（3年毎の定期交換）
契約額 3,080,000円（税込み）
※黄金の湯源泉の揚湯ポンプ交換工事については、平成22年2月実施分から担当しており、今回が4回目となる。
- 4 仲裁申請の理由 請負契約に基づく債務履行のための協議が整わないため、建設業法に基づく長野県建設工事紛争審議会により解決を図る。請求する内容は次のとおり。
 - ・工事未完遂による賠償
 - ・休業期間中の営業補償
 - ・つなぎ営業のための設備投資費用
 - ・逸失利益についての賠償
- 5 主な経過
令和2年1月30日 工事中（ポンプ交換後の試運転中）に揚湯ポンプ及び揚湯管の落下事故が発生
2月1日～ 施工業者により揚湯ポンプ、揚湯管の引揚作業を実施
2月5日 履行期間を延長 ～3月31日
2月20日 施工業者より事故報告書の提出（揚湯管の品質不良又は強度不足を主張）施工業者の求めにより、事故原因を究明するために揚湯管等を貸出する。（揚湯管製造者による調査のため）
3月11日 市より施工業者へ契約期間内での工事完了について通知
3月24日 施工業者より申出書の提出（落下事故は揚湯管の品質不良で不可抗力による損害と認識）
3月31日 変更後の契約期間終了
4月14日 市から、不可抗力によることの立証を求める通知
5月21日 施工業者を訪問し協議。受託者が債務を履行できないこと、及び建設工事紛争審議会の仲裁手続きに進むことを確認。
施工業者より揚湯管製造業者から得た事故原因の報告書を受領（揚湯管の品質に問題が無いことが記載）